

# 「岐路に立つ日本の平和主義」

弁護士 川口 創

始しました。安倍首相の記者会見での説明は、戦争に突き進んでいった戦前の日本の指導者の説明と変わりはないとの指摘もあります。

まして、「集団的自衛権」とは、もともと、自分の国の防衛とは無関係の第三国間で起きた戦争に、参戦していくことで、日本が外国から武力攻撃を受けたときに、国土、国民を守るための個別的自衛権とは全く違うものです。

いる気がします。

また、例えば、A国とB国との間で戦争が始まつた場合、日本が第三国として間に入つて戦争を止めるのではなく、A国と一緒にになってB国に對して「集団的自衛権」として武力を行使すれば、日本は戦争当事国になります。「限定容認」ということで、「ちょっと参戦」ということはあり得ません。

そうなれば、B国が日本の領土を攻撃することが認められてしまいます。

集団的自衛権を行使しなければ、B国は、国际法上、日本への攻撃は正当化されません。「集団的自衛権の行使を容認する」ということは、むしろ我が国、国民の安全と命を脅かす結果を招く可能性があります。

このことは、阪田雅裕元内閣法制局長官をはじめ、多くの方達が指摘されています。

このように、自衛隊員のみならず、日本の全国民の生命、安全を脅かしかねない重要な問題です。当然、国民の間で真剣な議論がなされるべきです。

ところが、安倍政権は、広く国民が真摯に議論するための正しい情報を伝えるとともに、あつという間に「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を行いました。

私たちの命に関わる問題について、私たちに議論をさせない。こんな国が、本当に民主主義国家と言えるでしょうか。

## イラク戦争から何を学ぶ

確かに、「集団的自衛権」を巡つても、「中国の脅威」を前提に、被害者になりたくない、という観点からの主張が少なくありません。子どもを持つお父さんお母さんの中にも、漠然とした不安から、「集団的自衛権は必要」と考える方もいますし、そういった思いは、自然のことだと思います。

しかし、戦争は、つねに「自国の国民を、守るため」という理由で行われてきた歴史を、もう一度思い起こしてみてください。戦前の日本も、国外の日本人を守るために、という理由から、戦争を開



※5月28日、安倍政権の立憲主義の破壊に反対するとして12人の有識者が立ち上がり、「国民安保法制想」を結成しました。

HPは、<http://kokumin-anpo.com/>

## 「集団的自衛権」の濫用の歴史

しかも、「集団的自衛権」は、決して「友人を助ける」ために使われてきたのではなく、他国と戦争を行う大義として濫用されてきた歴史も見ておかねばなりません。

アメリカや韓国、ベトナム戦争への参加、旧ソ連のアフガニスタン侵攻、NATO諸国、アフガニスタン攻撃などは、いずれも「集団的自衛権の行使」として行われました。日本の「集団的自衛権行使」とは、端的に言えば、今後日本が、このような戦争に正面から参戦することを意味するのです。戦争の前線に日本の国民を送り出し、他の民を殺めさせ、また、日本の若者が命を落とす危険にさらす、これが、私たちにとって無関係なことでしょうか。

転換しました。イギリスはイラク戦争の検証を

国を挙げて行い、ブレア元首相も喚問されました。そういうふた反省の上に、シリアへの軍事攻撃も、イギリス議会の反対やアメリカ国内の世論により回避されました。

しかし、日本だけが、イラク戦争から何も学ばず、むしろもっと戦争をする方向へと進んでいるようと思わざるを得ません。

## 平和主義・立憲主義があぶない

安倍政権は集団的自衛権行使を認める「閣議決定」を行い、憲法9条を破壊する方向に突き進んでいます。これまでの平和国家としての積み重ねを全て失いかねません。

さらに、これまで憲法で出来ないとしてきたものを、政府や国会が「これからは出来るようになります」とすることを許せば、権力を縛る憲法の意味がなくなり、立憲主義が否定されます。「法治國家」から「人治國家」に大きく後退しかねません。

私達がいま、直面しているのは、「平和憲法の危機」だけでなく、「立憲主義の危機」であり、近代民主主義国家の形が大きく壊されようとしているのだと思います。

7月に集団的自衛権行使容認の閣議決定がされたことで、意氣消沈している人もいるでしょう。

しかし、閣議決定は、あくまで、政府の「宣言」にすぎません。法律が作られなければ、閣議決定自体に意味はありません。その法律が違憲無効となれば、政策も実現できません。

立憲民主主義国家が壊されることを許すかどうか、戦争をする国へと突き進むことを許すかどうか。

名古屋第一法律事務所は、人権と平和を大事にする、という思いを共有した事務所として、この大事な問題に、真剣に向き合い、取り組んでいきたいと思っています。

確かに、「集団的自衛権」を巡つても、「中国の脅威」を前提に、被害者になりたくない、という観点からの主張が少なくありません。子どもを持つお父さんお母さんの中にも、漠然とした不安から、「集団的自衛権は必要」と考える方もいますし、そういった思いは、自然のことだと思います。

しかし、戦争は、つねに「自国の国民を、守るため」という理由で行われてきた歴史を、もう一度思い起こしてみてください。戦前の日本も、国外の日本人を守るために、という理由から、戦争を開

2008年4月17日、この名古屋第一法律事務所が事務局をつとめた自衛隊イラク派兵違憲訴訟で、名古屋高裁が違憲判決を出しました。そして、その年、自衛隊はイラクから撤退しました。

この違憲判決が出て、5年あまりが経ちました。この間、イラク戦争の失敗を教訓に、アメリカやイギリスなどは軍事力依存の政策から大きく